

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(案)と考え方

(1)乳児等通園支援事業

(注)基準について、「従」は従うべき基準 「参」は参酌すべき基準 を示す。

項目	国の示す基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方
趣旨	・設備運営基準は、乳児・幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する	参	⇒国の基準どおり	
最低基準	・市町村が条例で定める基準は、利用乳幼児が明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保障する。 ・市町村長は、児童福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し勧告することができる。 ・乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
一般原則	乳児等通園支援事業者は、 ①利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない ②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない ③自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない、 ④定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない ⑤法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない ⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない	参	⇒国の基準どおり	
非常災害対策	・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
安全計画の策定	・乳児等通園支援事業所ごとに、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。 ・安全計画について職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	従	⇒国の基準どおり	
自動車の運行	・自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ・自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えなければならない。	従	⇒国の基準どおり	
職員の一般的条件	乳児等通園支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参	⇒国の基準どおり	

職員の知識及び技能の向上	・職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ・乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
他の社会福祉施設等との併設	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	従	⇒国の基準どおり	
平等の原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	従	⇒国の基準どおり	
虐待等の防止	利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	⇒国の基準どおり	
衛生管理	・乳児等通園支援事業者は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
食事	食事の提供を行う場合（外部搬入を含む）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従	⇒国の基準どおり	
内部の規程	次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 その行う乳児等通園支援の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 7 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	参	⇒国の基準どおり	
帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
秘密保持	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従	⇒国の基準どおり	

苦情への対応	・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	⇒国の基準どおり	
区分	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ・余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所において、利用児童数が利用定員の総数に満たない場合に、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう ・一般型乳児等通園支援事業とは余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう	従	⇒国の基準どおり	
支援の内容	利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない	従	⇒国の基準どおり	
保護者との連絡	利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参	⇒国の基準どおり	

(2)一般型乳児等通園支援事業

項目		国の示す基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方
保育従事者		・保育士 ・乳児等通園支援に従事する職員として市長村長が行う研修を修了した者	従	保育士のみとする	保育の質を確保するため、保育士のみとする
職員数	原則	乳児 3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の幼児 6人につき1人 ※そのうち半数以上は保育士 ※2人を下回ることはできない。	従	全員を保育士とする	保育の質を確保するため、保育士のみとする
	特例①	乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、 ①当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、 ②当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とする事ができる。	従	支援を行う当該保育所等の職員は保育士に限る	保育の質を確保するため、保育士のみとする
	特例②	一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、 ①保育所等を利用している乳幼児の保育室等で一般型乳児等通園支援事業が実施され、 ②当該保育所等の保育士による支援を受けることができ、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とする事ができる。	従	従事する職員は保育士に限る	保育の質を確保するため、保育士のみとする

設備・面積	設備	・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること ・満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること	参	⇒国の基準どおり	
	乳児室等	乳児室又はほふく室 ※乳児室の面積は、1人につき1.65㎡以上 ほふく室の面積は、1人につき3.3㎡以上 乳児等通園支援室又は遊戯室 ※満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	参	乳児室又はほふく室は1人につき3.3㎡以上を規定	保育の質を確保するため、乳児室又はほふく室の面積基準を保育所やこども園、小規模保育事業A型と同じとする
耐火基準等		保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 ※2階以上に設ける建物は、常用階段や避難階段の必要要件を満たすこと。 その他、スプリンクラー設備や敷物等の防災処理を行うこと	参	⇒国の基準どおり	

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業

項目	国の示す基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方
設備・職員	次の区分に応じ、以下の基準を遵守すること ・保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ・家庭的保育事業等 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)	従	⇒国の基準に加え、各区分ごとに下記条例を加える ・保育所 神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 神戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定める条例 ・幼保連携型認定こども園 神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・家庭的保育事業等 神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	各区分ごとに国の基準に加え、神戸市の条例規定の遵守を求める

(4)設置の認可に係る基準

項目	国の示す基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	基準に対する神戸市の考え方
設置の認可に係る基準	—	—	乳児等通園支援事業を行う者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。	認可保育所(園)等と同様に暴力団員を排除する。
設備運営についての水準の向上	—	—	乳児等通園支援事業を行う者は、この条例で定める基準を遵守するほか、設備及び運営についての水準の向上を図ることに努める。	認可保育所(園)等と同様に設備運営の水準向上を図る

(5)附則

項目	国の基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	基準に対する神戸市の考え方
施行期日	この府令は、令和7年4月1日から施行する		⇒国の基準どおり	
経過措置	この府令の公布の日から令和7年3月31日までの間においては、法第34条の16第2項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。	—	⇒国の基準どおり	